

○矢掛町水道水源保護条例
平成14年3月12日
条例第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、本町の水道に係る水源地域を保護し、水質の汚濁防止と清浄な原水の確保に努め、もって町民の健康と生活環境を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域並びに水道の原水の取水に係る地域をいう。
- (2) 水源保護地域 本町の水道に係る水源及びその上流地域で、町長が指定する地域をいう。
- (3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。
- (4) 規制対象事業場 別表に掲げる事業を行おうとする事業場で、水道原水の水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのあるものとして、第11条第5項の規定により、規制対象事業場に決定されたものをいう。

(責務)

第3条 町長は、水源の保護及び原水の水質汚濁防止に必要な施策を講じなければならない。

2 何人も、本町における水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

第2章 矢掛町水道水源保護審議会

(審議会の設置)

第4条 住民の意向に基づいて水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、矢掛町水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の水道水源の保護に関する重要な事項について調査及び審議する。

(組織及び任期)

第5条 審議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係地域住民
- (3) 識見を有する者
- (4) 水道使用者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、役職による委員にあっては、その役職の任期とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第7条 審議会は、町長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

5 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(平18条例16・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年矢掛町条例第17号)に定める専門委員の例により支給する。

第3章 水源保護地域等の指定及び措置

(水源保護地域の指定等)

- 第9条 町長は、水源の水質を保全するため水源保護地域を指定することができる。
- 2 町長は、前項による指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による指定をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、水源保護地域の変更又は解除の場合においても準用する。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第10条 何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(事前協議等)

- 第11条 水源保護地域内で対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、あらかじめ町長と協議しなければならない。
- 2 事業者は、関係地域の住民に対し、あらかじめ行おうとする事業の説明会を開催する等、地域の合意形成に努めなければならない。
- 3 町長は、事業者が前2項の措置をとらなかった場合は、速やかに措置をとるよう勧告することができる。
- 4 町長は、事業者から協議を受けたときは、審議会に諮るものとする。ただし、町長が特に諮る必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- 5 町長は、前項に基づき、規制対象事業場であるか否かを決定し、速やかにその旨を事業者に通知するものとする。

(停止命令)

第12条 町長は、事業者が前条第3項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施停止を命ずることができる。

(措置要請)

第13条 町長は、本町の区域外で対象事業を行おうとする者がある場合において、本町の水道原水に影響があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反した者
- (2) 第12条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成18年条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

事業の名称

摘要

廃棄物処理事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する「一般廃棄物の最終処分場」及び第7条第14号に規定する「産業廃棄物の最終処分場」をいう。

その他水質を汚濁するおそれのある事業

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する「特定施設」をいう。